

令和6年1月30日

受注者各位

技術監理局 契約制度課

「資材購入通知書」の廃止について

契約金額 7,000 万円以上の工事を受注した場合及び市外業者が受注者の場合に対象としていた「資材購入通知書」(別紙)は、工事書類の簡素化を目的として廃止します。(令和6年2月1日以後に入札を公告し、又は指名する案件から廃止。)

なお、資材・原材料の購入については、引き続き可能な限り地元業者から購入していただきますようお願いいたします。

技術監理局契約制度課
電話582-2545

